

利用者のために

1 調査の目的

生産者の米穀在庫等調査は、生産者の米穀の在庫量、消費量、販売量等の実態を把握し、米穀の需給の安定を図る観点からの食料行政の円滑な遂行等、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的とする。

2 調査の沿革

本調査は、昭和 22 米穀年度から食糧管理台帳を基に「生産者の現在高消費高調査」として実施しており、その後、食料行政の推進上必要な資料を整備するため、調査内容の充実を図りつつ、平成 21 米穀年度まで「生産者の米穀現在高等調査」として、総合食料局（当時）が実施してきた。

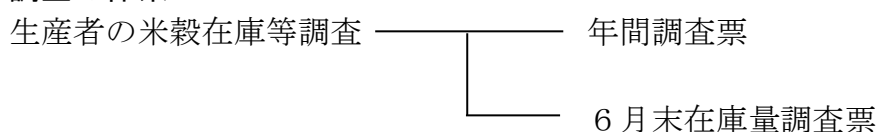
平成 22 年度には統計部に移管し、調査設計（調査規模・調査方法・調査対象等）の見直しを行い、新たに「生産者の米穀在庫等調査」として、生産者（水稻を 10 アール以上作付した販売農家）を対象に実施した。

平成 30 年調査（平成 30 年 6 月～令和元年 5 月）以降は、平成 30 年産からの米政策の見直し等を踏まえ、①集計区分を都道府県から全国農業地域に集約するとともに規模階層を 4 区分に統合、②調査周期を毎月から年間（前年 6 月～当年 5 月）に変更、③調査対象の属性的範囲を販売農家から農業経営体（以下「経営体」という。）に変更し、組織経営体を調査対象に追加する等の調査設計の見直しを行うとともに、効率的な調査実施の観点から、④第 1 階層に調査票の往復郵送・回収を導入、⑤政府統計オンライン調査総合窓口から調査票をオンライン回収する等の変更を行っている。

3 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 7 項の規定に基づく一般統計調査として実施している。

4 調査の体系



5 調査の機構

農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

6 調査の対象

本調査は、販売目的で水稻を10アール以上作付けた経営体を対象に実施した。

7 調査対象経営体の選定・抽出方法

(1) 階層区分

階層は、水稻作付面積規模別（以下「階層別」という。）に、次のとおり区分した。

第1階層：1ヘクター未満

第2階層：1ヘクタール以上5ヘクタール未満

第3階層：5〜9クータル以上10〜14クータル未満

第4階層：10ヘクタール以上

(2) 標本の大きさ及び標本配分

全国の販売農家1戸当たりの収穫量を指標とした目標精度（標準誤差率）を1.0%として、全国の標本の大きさ（調査対象経営体数）を算出し、階層別に最適配分（階層の大きさ及び標準偏差に応じて配分）した。

第1階層については、郵送回収率を45%と想定し、最適配分により算出した数に45分の100を乗じた数とした。第2階層から第4階層については、調査員調査であるため、回収率を100%と想定した。

また、階層別の調査対象経営体数を全国農業地域別に母集団の大きさに応じて比例配分した。その際、全ての全国農業地域における標本設計上の標準誤差率を5%確保することとし、5%を超える地域が発生した場合は、5%を満たす地域から調査対象経営体数を再配分する調整を実施した。なお、再配分に当たっては、全国の標準誤差率に影響を及ぼさないよう、同一階層内で再配分した。

(3) 標本抽出

2015年農林業センサス結果で調査の対象に該当した経営体を、地方農政局等別及び階層別に区分し、水稻作付面積の小さい方から順に配列したリストを作成し、その作成したリストを(2)で配分した当該階層の調査対象経営体数で等分し、等分したそれぞれの区分から1経営体ずつ無作為に抽出した。

(4) 調査対象経営体数

	母集団の大きさ ①	調査対象経営体数 ②	有効回収数 ③	有効回収率 ③÷②
全 国	経営体 943,481	経営体 3,079	経営体 2,289	% 74.3

注：「有効回収数」とは、回収があったもののうち、調査対象期間において作付けがなかった等の理由により、集計対象外とした調査対象経営体を除いた数である。

8 調査事項

年間調査票：収穫量、購入量、販売量、無償譲渡額、自家消費量、5月31日現在の在庫量、6月30日現在の見込み在庫量等

6月末在庫量調査票：6月30日現在の在庫量（実績）

9 調査期日又は期間

年間調査票：令和元年6月1日から令和2年5月31日までの1年間

6月末在庫量調査票：令和2年6月30日現在

10 調査実施期間・回収期間

(1) 年間調査票

調査は、令和2年4月から令和2年6月までの間に実施した。

(2) 6月末在庫量調査票

調査は、令和2年4月から令和2年7月までの間に実施した。

11 調査方法

(1) 第1階層

調査票を郵送配布し、郵送又はオンライン調査システムで回収する自計調査の方法により行った。

＜調査の流れ＞

農林水産省 — 調査対象経営体

(2) 第2～4階層

統計調査員が調査対象経営体に対して調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。ただし、調査対象経営体の協力が得られる場合は、調査票を郵送配布し、郵送又はオンライン調査システムで回収する自計調査の方法により行った。

＜調査の流れ＞

農林水産省 — 地方農政局等 — 統計調査員 — 調査対象経営体

12 集計方法

本調査の結果は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課において集計した。

また、集計方法については、全国農業地域を集計区分として、各調査事項における1経営体当たり平均値を次式により算出した。

＜1経営体当たり平均値の算出方法＞

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

$\bar{x}$: 当該集計区分における1経営体当たり平均値の推定値

x_i : 当該集計区分に属する*i*番目の集計経営体の調査結果

w_i : 当該集計区分に属する*i*番目の集計経営体のウェイト

n : 当該集計区分に属する集計経営体数

各集計経営体に乗ずるウェイトは、全国農業地域別及び階層別の区分ごとに、次式により算出した標本抽出率（階層の大きさに対する集計経営体数の比率）の逆数とした。

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した集計経営体数}}{\text{2015年農林業センサス結果による当該階層の大きさ（経営体数）}}$$

13 実績精度（令和元年結果）

全国における1経営体当たりの収穫量を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、1.65%である。

14 全国農業地域の区分

統計表に用いた全国農業地域区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

15 用語の解説

在庫量	経営体が保管している主食用の米穀の量をいい、販売予約済又は手付金受領済のものであって、現品を当該経営体以外の者に引き渡していないものを含む。
収穫量	収穫した主食用の米穀の量をいい、くず米を含む。
購入量	購入、譲受け、借入れ、物々交換及び現物収入等により、他者から譲り受けた米穀の量をいい、購入した苗に相当する種子もみを含む。
飯用等	自家で食用とするため購入した米穀及び転売用に購入した米穀をいう。
は種用	種子として購入したもみ及び苗の数量をいう。
販売量	経営体が販売、交換、現物支払等により他者に有償で販売した主食用の米穀の量をいい、本調査では、うるち米についてのみ、次に掲げる販売先別に販売量を把握した。
J A 等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 5 条の規定に基づき米穀の生産調整方針を作成し、その方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体及び食糧法施行令（平成 7 年政令第 98 号）第 3 条で定める者をいう。
卸・小売業者	主として米穀の卸売の業務又は小売の業務を行う者をいう。
外食事業者	一般的に米を調理し消費者に提供する業務を営む者をいう。

一般消費者等	一般の消費者、消費者グループ、農産物直売所や道の駅等への委託販売のほか、子等親族に有償で販売した場合をいう。
その他	J A等、卸・小売業者、外食事業者及び一般消費者等に有償で販売した以外の主食用の米穀をいい、地代、作業賃料等に係る現物支払、物々交換等を含む。
無償譲渡	経営体が贈答等、無償で譲り渡した主食用の米穀の量をいう。
自家消費量	経営体が収穫又は購入した主食用の米穀を次に掲げる用途に使用した量をいう。
飯用	食用のために使用した米穀をいい、雇い人及び来客の食事に使用した米穀を含む。
は種用	種子として使用したもみ及び苗の数量をいう。
その他	飯用及びは種用以外の用途に使用した米穀をいい、家畜等の飼料にした米穀及び自家製みそ・しょうゆ・穀粉等の原材料にした米穀並びに災害・盗難等より紛失した米穀を含む。

16 利用上の注意

- (1) 本調査は、「2 調査の沿革」に掲げるとおり、米政策の見直し等を踏まえた累次の見直しを実施していることから、調査結果を時系列比較する場合には、そのことに留意されたい。
- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。
- (3) 収穫量、販売量、在庫量等の数量は、玄米換算した数値である。
- (4) 表中に使用した記号は、次のとおりである。
 - 「0」 : 単位に満たないもの（例：0.4kg → 0 kg）
 - 「－」 : 事実のないもの
 - 「△」 : 負数又は減少したもの
- (5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和元年生産者の米穀在庫等調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

17 ホームページ掲載案内

本統計の累年データは、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「米（消費）」の「生産者の米穀在庫等調査」で御覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kome_zaiko/index.html#r 】

18 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

電話：（代表）03-3502-8111（内線 3635）

（直通）03-6744-2042

F A X： 03-5511-8772

※ 本調査に関する御意見・御要望は、「18 お問い合わせ先」のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】